

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十八年七月十九日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
狭山市	平成二十八年八月二十四日から十一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
横瀬町	平成二十八年九月一日から十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
長瀨町	平成二十八年九月二日から十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	平成二十八年九月五日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	平成二十八年九月七日から十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

秩父市	平成二十八年九月十二日から十二月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
富士見市	平成二十八年十月十三日から平成二十九年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
和光市	平成二十八年十月十七日から平成二十九年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ふじみ野市	平成二十八年十月十九日から平成二十九年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
志木市	平成二十八年十月二十四日から平成二十九年一月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
朝霞市	平成二十八年十月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
新座市	平成二十八年十一月七日から平成二十九年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同